

無いが、追儼に於ける方相氏の面具と思へば、年末に之を書き記すのは必しも謂れの無いことではない。而して此の小篇を故原勝郎博士の一周忌の記念として靈前に捧げる。

〔附記〕 開路神君に就いては、ホロート氏は「三教源流聖帝佛師搜神記」を引ひてゐるが、方相氏が開路神と稱する所以を明にし、支那近世の俗傳を知ることが出来るから、次に之を掲げることにした。開路神君、乃周禮之方相氏是也、相傳、軒

## 尺の研究

さきに拙稿支那古代の地割について（本誌第八卷一號）和漢の尺には、短いものと長いものがあつて凡四種類の區別があることを論じ、其延長の理由に就ては後日を期したのでありますが、近頃この四類に分つ丈けでは、未だ至らぬと思ふ事實を發見しましたので、結

帳皇帝周遊九域、元妃嫪祖死於道、令次妃好如監護、因置相以防夜、蓋其始也、俗名險道神、一名叫隨將軍、一名開路神君、其神身長丈餘、額廣三尺、鬚長三尺五寸、鬚赤、面藍、頭戴東髮金冠、身穿紅戰袍、脚穿皂皮靴、左手執玉印、右手執天畫戟、出板以先行、能押諸凶煞、惡鬼癡形、行板之吉神也、留傳之於後也云。云はホロート氏著書第一卷、圖版第九に開路神の寫真がある。

文學士 藤 田 元 春

局六種の尺を問題とすることになりました、従つて當時の卑見に著しき訂正を加へたいと思ひまして、再び本誌の餘白を汚す事にしました。本論は勿論尺度變遷の大略を記すに止まりますが話の順序として、第一に度の起源を尋ねて周尺に及び、第二古尺、第三住吉尺

第四唐大尺第五長尺第六結語といふ風に節を分つこゝにしました。

## 第一、度 の 起 源(周尺)

漢書律歷志を見ると、

度者分寸尺丈引也。所以度長短也。本起黃鐘之管長、以子穀秬黍中者一黍之廣度之。九十分黃鐘之長一爲一分。十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、十丈爲引而五度審矣。其法用銅、高一寸廣二寸長一丈而分寸尺丈存焉。用竹爲引。高一分廣六分長十丈。其方法矩高廣之數陰陽之象也。

とあつて、黃鐘の管長九寸、これに秬黍が九十並ぶから秬黍の幅が一分になる、それを寸尺の目盛とするといふ意味で、黃鐘の管の長さが度の源でそれから秬黍を度の源にする事となつてゐる、これを實用に供する場合に銅製の丈がある、厚さ一寸廣さ二寸といふ太いものであるが、竹製の引は厚さ一分に廣さ六分と云ふからうすい細長いもの

である。此差は銅と竹との溫度に對する伸縮を考量に入れて作つたか否やは知れぬが、二者何れも今日我々の見慣れてゐる尺とはちがつたものであつたことは慥かである、然るにこゝに京大文學部國史研究室に住吉神社藏の古尺の模型があるがこれは殆んど一寸に近い、九分方形の木製で、後章述ぶる通りの九寸の二倍で、一種の二尺さしであるが、其の形からと及び其の長さの取り方からこの漢書の黃鐘九寸といふを、眞似て作つたものと思はれる。かやうに一寸の厚ある九寸を單位とせる尺が眞似られる程に後世までこの漢書の度の起源説は正しいものとされてゐるので、晉書律歷志を見ると起度之正、漢志言之詳矣と記し、書經の舜典の同律度量衡と云ふ句の注などゝもこの漢書を引いてあつて黃鐘の管長といふものが度の起源になつてゐるのみでなく量衡などもこれに根拠とある。従つて隋書律歷志も審度の條に、この

漢書の字句を其まゝ引用し

後之作者又憑此說。以律度量衡並因秬黍。散爲諸法。

其率可通故也。黎有大小之差。年有豐耗之異。前代量

校每有不同。又俗傳訛替漸致增損。

と論じたが、この文になると度の根本は黃鐘の管長でなくて、秬黍の廣さをとつて作るといふことを主として論じてある、してみると黃鐘の管は原器で秬黍は副原器であるが、この方が得易いから後世は全く秬黍によつて尺を作ることになつた。即唐六典には、凡度以北方秬黍中者一黍之廣爲分。十分爲寸、一寸爲尺、一尺二寸爲大尺、十尺爲丈と記し量の方は秬黍中者千二百黍を侖とし二侖を合とし合を單位に升斗斛に上り、權の方は秬黍百黍の重をとつて銖としそれから兩斤を計ることになつてゐるが、其文句は漢書律歷志と大差なしといふべきである、しかしこれが又我國の大寶令に殆んど其まゝのつてゐて分者以北方秬黍

中者一之廣爲分。秬者黑黍也とあるから、和漢共度の起源は漢書定むる所にありといつてよろしい併し隋書の云ふ通り秬黍は同一の地にして大小豊耗があり、土地の肥瘠によつて必しも同大のものが揃はぬから、もしこれによつて分寸を定むとなれば尺は殆んど其據所を失ふと云ふべく、實の廣さも或は豎にとり或は横にとり、紛亂底止しない傾にあるから、この法令はどうも動きやすいと見ねばならぬ。そこでこういふ動きやすいもの外に或は黃鐘の管といふやうなもの外に、漢以前に起度の標準が無かつたかと調べてみたくなる。所が幸に漢以前の書だと稱せらるゝ、周禮禮記などにいろいろ起度の説がある。しかしこの古い書籍も、一度漢の劉向劉歆父子の校正をへたものである。或はそれが漢以前の事實を慥かに傳へて居るとは云へないかもしれぬが、これを讀んでみると黃鐘又は秬黍の説よりも幾分古いだらうと思

はれるものがある。其の第一は、周禮春官の條にある璧羨以起度と云ふ句である、鄭玄の注に羨は長とあつて璧の長さが度の根本だといふので、黃鐘の管の長といふに比すべき一説である、これは冬官考工記玉人の條にもあつて玉人之事鎮圭尺有二寸天子守之。命圭九寸謂之桓圭公守之。命圭七寸謂之信圭侯守之。命圭七寸謂之躬圭伯守之。璧羨度尺。好三寸以爲度。鄭司農云羨徑也好孔也。兩半肉各三寸。兩畔共六寸。是肉倍好也。とあつて爾雅にも肉倍好謂之璧とあり、孔のある蛇ノ目形の玉で作くつた璧が肉の長さが六寸で孔が三寸併せて九寸のものが度の根になるといふてある、吳大澂氏の權衡度量實驗考は古代の器物を集め其實長をはかり、丁度この文句に當る璧や、又は大梁から得た十有二寸の鎮圭や、九寸の桓圭や或は十有二寸の宏璧やら周代のものと思はれる慥かな遺物から、これを度にとつて鎮圭尺我曲尺六寸四

分のものを以て、この玉人の用ひた、支那で尤も古い尺であると定めたのである、して見るとこの六寸四分に近い鎮圭尺が支那で尤も古い周尺であるであらうと云ふ事になるが、これは考工記を周時の作と見ての考であつてもし考工記に劉歆が或は他の漢代學者の考が加はつたと見る説が成立するならばこれを周尺といふ事はあやしくなるかもしれないぬから一應吟味の必要がある。まづ最初に璧は人工物であるから、かゝる大きな璧を作くつた玉人の其の尺度は何かと問ふと、答ふる所がないで鐘や璧の如き人工物でなくて、自然界に起度の標準を求めると漢代の書で淮南子に「秋分而禾莖定、莖定而禾熟、律數十二秒而當一粟十二粟爲一寸とあつて禾に生ずる莖即穗芒十二本を合せると一粟となり、十二粟を合はすと一寸を得るといふのである。これは秬黍の代りに芒の如き細いものを持來つたのであるが、極めて細いものから出立

するものにも一つ例がある、それは孫子算術にある、蠶所生吐絲、爲忽、十忽爲秒、十秒爲毫、十毫爲釐、十釐爲分、と云ふのがそれで、これは又蠶の吐く糸から出立せうと云ふ。いづれも秬黍より細いものを取つたといふ思ひ付きで、別段變つた起度の根元でない。これらは恐らく漢に九寸の管が定まつた後これに合ふ秬黍の數を數へたと同様、分とか寸とか云ふ幅が出来た後に、これに合するやうな自然物を物色したに過ぎないのである。唯この文句の上で注意すべきは孫子が十進法をとるに淮南子に十二秒、十二粟といふやうな十二進法が現はれてゐることである。今も英吉利の度量に十二吋、十二志など云ふ風があるのを見ると支那にも古代にこの淮南子の云ふやうな十二進法が存したことを誤りとは見られぬと云ふ事、否それは或は一地方か或はある一時代の習慣であつた事を吾人に語るものと見なければならぬ、この事は

後節論ずる必要上一應こゝで申述べるのである。され何れにしても、尺といふものが、かゝる秬黍とか秒とか絲とか云ふ自然物から起るとするのは、尺が定まつた後これに合ふものを物色した後の事で、この秬、蕪、絲が直ちに度の起源でない事は明であるから、かゝるものを合せて分とか寸と云ふやうに導いた處の黃鐘の管又は壁羨の其の長さを定めた所の第一次の起度の源を何かと考へて見ると、我國の例などには、古代の人は十握八拳などと云つて人の握即四指の廣さを單位にとり或は八咫鳥、八尋殿など、大指中指の伸長の幅とか兩臂を廣げたる長さをもつて度とする古語がある。ついで尺と云ふ觀念が渡つたのちに字音をそのまま八尺ヤサカなどと云ふ古語も出来たらしい、或は尺の實物が來たのかもしれない、とにかく古代の度は人の身體に關して起つたのであるが、支那も全く古代は同様の状態であつたらしい。史記には

夏禹以身爲度以聲爲律とある、この文句は禹の言  
行が人民の範となつたと云ふ意味であるらしい  
けれども、身を以て度と爲すと云ふことは如實に  
古代の人が身體を度にとつたことを語つてゐると  
見られぬこともない。そこで身體を以て度を起す  
となると人の兩手兩足といふものが其用に供せら  
れやすい、握ツグとか尋ヒキといふのが手から起るとすれ  
ば、足を舉げれば歩を知るといふことになる、大  
載禮主言篇に左の如く云ふてある。

布指知寸、布手知尺、舒肘知尋、十尋而索。百步而堵  
三百步而里、千步而井、三井而句烈、三句烈而距、五  
十里而封、百里而有都邑。と

即ち寸尺尋を指手肘によりて知り、歩んで歩井里  
の長さをはかるのであるが、漢の孔鮒の小爾雅に  
も、跬一舉足也倍跬謂之步、四尺謂之仞、倍仞謂  
之尋、尋舒兩肱也倍尋謂之常とあつて、歩とは二  
舉足だと説明してゐる、思ふに器物の長さは手に

よつて知り、道路の長さは歩によつて定まるとい  
ふ工合であつたのである、これで大體の寸尺の取  
方が、古代に於て世界共通のものであつたことを  
知るが、以上の文章の中で布指知寸と云ふことが  
猶一應解説されねば、指の五本のごとく寸にあた  
るかわからない、説文解字には寸の部に人手節十  
分、動脈爲寸口とあつて、大姆指のつけねから  
十分(即一寸)ばかり後へよつた所に脈がある、そ  
こまでが一寸であるから、これを寸口といふとあ  
るのであるが。これでは寸を知るに中々六ヶ敷い  
ことになる、後魏の時の齊民要術にはも少し工合  
よい答案がある、それには蓋用手、姆指與中指一  
又相距謂之一尺。兩臂引長則得八尺、謂之一尋。  
中指中節上一紋謂之一寸。とあつて姆指と中指と  
を廣げて一尺となり、兩臂を擴ぐれば八尺となり  
中指の第一節と第二節の間が一寸であるといふの  
で誠に古代らしい度の起し方である、説文にも小

爾雅にも同じく一尋八尺であり、周王制八尺爲歩とある等から考へてこの説明は餘程古い傳へを記したものと信じられるのである、従つて周代には凡そこつといふ風で人身の一尋が八尺になり一步が八尺になるやうな尺があり、それは中指と拇指一又の長さから出るものであつたと見て、大體の見當がつくのである。故に周制に寸、尺、咫、尋、常、仞、諸度量皆以人之體爲法とあるのを正しいとする。従つて物の長さはかるに當り百工各、自己の手幅をとつたから同じ尺といふものがないいづれも長短種々の尺となる。吳大澂氏の實驗考を見ると鎮圭尺といつて二十四種の古器物より歸納した曲六寸四分のものを一つ、これを尤古い周のものど定め、次に光緒十五年に古玉律琯を得これを鎮圭尺ではかると十有二寸ある。いろ／＼の理由から斷じて秦漢以後の物でない、これを現在の秬黍ではかると、漢書律歷志の記す通りになる

誠にこれは天下の至寶であると論じ、それから黃鐘九寸の尺を起して圖示し(曲七寸二分)これに合する摺圭、青圭、牙璋、宏璧、大琮の類十數種を圖示してゐる。又別に所藏の古劔から周代の劔尺(曲六寸二分五厘)を復原してゐる。即吳氏の實驗によれば周代には圭、璧等より起した、六寸四分の尺や劔尺(六寸餘)のの外に曲七寸内外のものもあつたらしい事になる。蓋し周代の尺は人の體によつたのであるから大概の處、手の幅六寸内外で尺が定まつたけれども、之を詳細に點檢すれば長短不定であつたと見なければならぬ換言すれば周に定尺なしと見るべきである。故に王制に古者以周尺八尺爲歩、今以周尺六尺四寸爲歩といふ文に鄭司農が註して、周尺之數未詳聞也按禮制、周猶以十寸爲尺、蓋六國時多變亂法度。或云周尺八寸、則歩更爲八々六十四寸と論じたのである。蓋し鄭康成は漢代の人である。周尺を知らなかつ

たか、もしくは周に定尺なきを知つて居たか、或は周尺と稱するものを見るに長短各差等ある故に、統一する所なきを以て、かく言明したのであらう而して周猶以十寸爲尺と云つて居る、この猶と云ふ語はやゝ鄭氏の驚きの意で、昔は十進法でなかつたがと云ふ程の感が表はれてゐる。或は云ふ周尺八寸と云つたのは、漢代の人の見た周尺であつて、それは周代の一地方の尺であつたかもしれない。蓋六國の時多く法度を亂るとあるのが確かなことであつて恐らく戰國時代の間に周尺は愈其歸一する所を失つたのであらう、吳大澂氏は周禮の鄭註を見て劉歆周尺の考に誤まられてゐる點があるると力説してゐる程であるから、鄭氏の註必しも信するに足らぬかもしれぬが、幸に吳大澂氏のごとき實驗的に周代の古器物より鎮圭尺を起し、これによつて其他のものを類推するといふことによつて幾分周尺の面影を考へることが出来る、何れ

にしても古代の尺は指や手であるから、餘程文化が進まない間は、定制がなかつたであらう、けれども周禮王制に八尺爲步とあつて、其他これに類する文書が多い故に、いろいろ多くの尺の中で、其尤も廣く行はれた周尺を常人の歩幅から還源し更にこれを壁羨、琮圭等に照して、凡そ曲尺の六寸四分位のものを見ることが出来る。實驗考鎮圭尺はそれで、徐光啓の農政全書には六寸三分のものを周尺とし、朝鮮李朝では周尺として量地に用ひたものが、河合弘民氏に従へば六寸六分であり吳氏の所謂劔尺は六寸三分に近かく、我國では近家宿禰が曲六寸二分五厘の周尺あるを記し、槐記には御府の周尺六寸四分と記されており、俗間菊ざしと稱へて、六寸三分乃至四分の短尺を用ひると云ふやうな種々の點から、私はまづ周尺を曲六寸四分のものとしておく、而してこれを尺の第一類とする。但しこの尺が周の制の定尺とは斷言し

ない、何となれば吳氏もこの外に多くの琮や璋によつて曲七寸二分の律琯尺と云ふのを導き別に劔尺の寸を定めてゐる程であるからである。しかし鄭註の所謂或云周尺八寸と云ふ語を、周尺は漢時代の尺の八寸に當るといふ風にとるならば漢尺は後章述ぶるごとく曲八寸に近い故に周尺は凡六寸前後に落付くことになるのである。

## 第二、古 尺

周代には尺に定數がない、百工各自分の手ばかりで、自分の拇指と中指の幅が即尺であつたとすると、六國を待つて後必しも變亂したのではない地方的に最初から差があつたらしい、説文寸部にも引いてあるが、方言と云ふ本に、尋長也、海岱大野之間曰尋、自關而西、秦晋梁益之間凡物長謂之尋、周官之法度廣爲尋とあつて古代、支那の東部と西部で尋と云ふ語の意味がちがつてゐたこと

を明にしてゐる、かやうな次第であるから、周室の衰ふるや六國の間に、制度の亂るゝに至つたことも由來久しと見ねばならぬ。して見ると愈秦が天下を統一するに至る迄支那に定尺が無かつたと言はねばならぬ、故に史記始皇本紀に二十六年一法度衡石丈尺、車同軌、書同文字と記したのである。この事は始皇も非常に得意とした事であつて二十八年に琅邪臺を作り、石を立て、秦徳を頌したが其文に曰く

維二十六年、皇帝作始端平法度量萬物之紀、以明人事(中略)器械一量同書文字云々

かやうにこの頌徳表によつて見ても、其制定の理由が明である、支那の文化はこの時に至り始めて西は臨洮より東は海に至る間に、標準とすべき官尺を必要とする程度になつたので、經濟生活の進歩飛躍と云ふべきである。即ち周代は猶封建で支那全土の經濟生活といふやうなコスモポリタンの

考が普及されなかつたのが、秦の郡縣制度を確立し得る氣運に向つた程の勢で、尺度の如き愈其統一性を發揮し得たと見ねばならない、さればこの時に確立された尺は恐らく漢代にも用ひられて永く後世の標準となつたことは、皇帝と云ふ稱號とか文字同書とか云ふ事實と同様であつたのである、しからばこの秦の制した尺はいかゞかと云ふと、其二十六年の制に六尺爲歩と出てゐる、周王制は八尺爲歩であるから、周の尺よりは延びたものである、この文句から見ると周代は曲六寸に近い尺の八尺が歩であつたが今度は其歩を六尺と見るのであるから、曲八寸に近い尺であつたと見ねばならぬ、しからば左様な古尺があつたかと尋ねると、セリンデア *Sardinia* 二卷(六六〇頁)にスタイン氏が長城の西の堡壘の中から得た尺も九吋卽曲七寸五分四厘餘であつて曲尺八寸に近い尺である、これが秦漢時代のものである事は多言を要しないので

あるが、かの鄭玄の註の周尺八寸と云ふのも、この二寸長い尺に比較して云つたのであらうと思はれるが、さきに述べた通り、周代定尺がない故に六國の頃既にかやうな二寸のびた尺があつたと見られぬことはない、何故二寸のびたかは後章別に説明するが、もし左様であつたとすれば、周末既にこの種の尺があつたのを、秦始皇が取つて以て官尺としたのである、或は周代の秦が常用してゐた尺であつて、それを天下に頒布したのであるとも考へられる、するとこの二寸のびた尺も亦周尺の一種である、故に隋書律歷志には、周尺と云ふ題の下に、この延びた曲八寸の尺を論じてゐる。卽周尺とは、漢志王莽時劉歆のつくつた銅斛尺、後漢建武銅尺、晋泰始十年に荀勗がつくつた晋前尺、祖仲の所傳の銅尺の四種であるとし、この中荀勗が尺は律呂に合ふやうな古尺を得んがために姑洗玉律、小呂玉律、西京銅望臬、金錯望臬、銅古

錢、及建武銅尺の七古物を基として還元したものと  
なつてゐる、して見ると事實これは周尺でなく  
て漢尺である、それを長孫無忌は周尺と見たので  
ある。かやうな尺の實物は今日も殘存してゐるの  
で吳大澂氏は實驗考に、漢慮僦銅尺建初六年八月  
十五日造「曲七寸七分五厘」及近年山左出土の王莽  
銅尺、其背面に始建國元年正月癸酉朔日制と銘さ  
れたもの二種をのせてゐる、これを其の形式銅質  
等より誤なき王莽の尺とすると其長は實に曲尺の  
八寸三分に當る。して見ると秦漢の古尺は愈この  
曲八寸に近いものと見ねばならぬ、この尺こそ實  
に秦代制定の古尺であつて、後世永く支那尺の基  
礎となつたものである、故に私は之を第二類の尺  
とするこの尺は我國にも傳はつてゐて俗に文ぎと

稱するもので、足袋の長さをはかるに用ひられて  
ゐる。思ふに漢代王莽尺のごとき法定の標準尺が  
出來たのち其目盛が定まり、然る後北方の秬黍を  
以て一分とするといふやうになつたのであらう、  
それは恰も一七九九年メートルを地球大圏の一象  
限の一千萬分一と定めて然る後、原器をつくつた  
ところ後日其測量が誤つてゐた事を發見して後に  
今度は致方なく其原器を以て標準とするに至つた  
と同じであり、更に稀元素の有する光の波長の數  
でメートルの長さを計算するといふのと同様であ  
る、しかし當時は今日のメートルの原器の如きも  
のがないから、自から長短各種の尺となつたこと  
は左の如きものである、まづ隋書に載つてゐるこ  
の類の尺を見ると、

晋前尺……………一尺……………(曲、八寸)(好古目錄)

晋田父玉尺 梁法尺 實比晋前尺 一尺〇〇〇七釐 (曲、八寸〇〇五六)

梁表 尺 一尺〇二分二釐一毛有奇 (曲、八寸一七六八)

漢 官 尺

實比晋前尺

一尺〇三分〇七毛

(曲、八寸二四五六)

趙劉曜渾儀尺

實比晋前尺

一尺〇五分

(曲、八寸四分)

杜襲尺所用調律

實比晋前尺

一尺〇四分〇七毛

(曲、八寸三七六)

晋 後 尺

實比晋前尺

一尺〇六分二釐

(曲、八寸四九六)

漸次延びてくる、五分以上になれば類を異にする  
と見なければならぬが、まづ以上は其類を等しく  
せるもので、我國にも此種の尺は支那より渡來せる  
もの甚だ多い、狩谷掖齋の計算に従へば左の如し  
叡山尺(山門僧惠定於寶乘院寫) 曲、七寸六分強  
高野山尺(寶永九年僧久笠寫) 曲、七寸九分強  
東寺金蓮院尺 大師所用 曲、八寸一分  
檜 尾 尺 東寺一體 曲、八寸二分  
泉涌寺尺 俊礪國師將來 曲、八寸二分  
大安寺尺 康永二年九月十四日曲、八寸二分半  
法壽菴尺 南都瓦屋町法壽菴律尺曲、八寸三分  
生駒長福寺 延寶七年己未 曲、八寸四分

これらはすべて(十)(一)四分の間に入出するもので、  
其基くところは曲八寸を一尺とするものである

つて隋書の周尺と稱するもの、類である、日本ではこれを律尺と稱し釋家の律戒に供したもので、弘法大師其他の渡唐の佛敎家の持ちかへつたものである、従つてこの尺は唐代にも現存してゐたのである、そこで唐代の制度を見ると、物徂徠の如きは唐代古制を失はずして従前相承、六尺爲歩と云つてゐるが、尺は實は後章詳述するごとく漢以後三國晋をへて五胡戦亂の間に非常に亂れて、何れかと云へば大いに延びたのである。で隋の開皇十年には萬寶常なるものが、律呂水尺を作つて尺の復舊を試みたが、ついで煬帝の大業中に梁表尺を得て、議するに古に合するを以て、乃ち之を用ひて、律を調へしめ、更に一步をすゝめて秦皇

を眞似て大業三年四月壬辰改州爲郡、改度量衡並依古式とある、卽郡縣の制を建て度量衡を古式にかへさんことに努力したのであるが、民間は後魏の頃から既に長く延びた尺を用ひてゐるので一片の法令で直ちに復舊さすことは出来なかつた、ついで隋亡び唐之に代るや、天下大に平になつたので、尺の如き隋の遺策に従ひ古尺を復さんとしたけれども到底實行しがたいので、この古尺を復すと同時に一般使用の延びた尺を、制度上に認めて、大小の二種を基本に立てたのである、尺の標準に二種あるといふのは、全くかゝる事情の結果である、六典に

凡度以北方秬黍中者一黎之廣爲分、十分爲寸、十寸爲尺、一尺二寸爲大尺、十尺爲丈

とあるのがそれで、秬黍の廣さから尺を起せば漢代と同じく八寸の尺になる、卽大業中復古をはかつた尺であるが、これを一般に用ゆることは困難

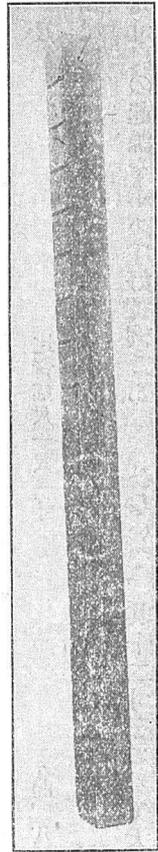
であつたから、調鐘律、測暑景、合湯藥、及冠冕之制則用之と定め、卽短い方は科學的の實驗又は冠の寸法に用ひ、内外官司用大者とあつて延びた方を日常の用に供したのである、故に我國でも律尺は律戒又は足袋の寸法にのみ用ひたのである。で唐代の小尺を今日に還原するには、食貨志の武德四年鑄開元通寶徑八分とあるによつて、この八分を大尺の八分と見て完全な開元錢によつて小尺を立て、又は大尺を立てることになつてゐる。吳氏はかくの如き方法で開元尺をつくり之を圖示した、今度自分は北京午門内、歴史博物館内にて吳氏に従へる古尺の模型を見たが其長實に曲八寸である、之が唐の小尺で我國の文きの標準である。

### 第三、九寸の尺(在古尺)

さきに度の起源に述べた通り黃鐘の長九寸、それが度の起源であるから、現存せる玉律琯に其九

分一を加へて一尺の古尺を還原しうると同時に逆  
に一尺の古尺があれば十分一を減じて黃鐘九寸の  
長さを定め得る、或は周尺八寸ときく故に周尺に  
一寸を加へ九寸の尺をつくりうる、かやうの試み  
は歴代の學者、劉歆をはじめ吳大澂氏などに至る  
まで行ふた所であるが古尺を今日の曲尺と同じ長  
で、曲八寸と讀

み得た時代（恐  
らく漢以後に於  
て）其一尺で古



尺よりは一寸のびたもの、即ち曲九寸の一尺が古  
尺の變形として顯はれたと見られる。或は漢以前  
にかゝる尺を用ひた地方があつたかもしれぬが、  
漢代の學者には黃鐘九寸といふことが音樂の方か  
らも非常に重大視されてゐたのであるから、この  
九寸の一種の管尺とも見るべきものがあつたにち  
がいない、それを後に尺が長くなると、又其尺に

つれた九寸の尺といふものが出来たらしい。さき  
に住吉尺のことをのべたが、この尺は住吉神社の  
藏で其長さ五四四耗、曲、一尺七寸九分七厘で度  
盛は圖の如く十八に切つてあつて、一區劃は曲一  
寸に相當し、先端の一二區が少しく短かいために  
全長は完數にならぬけれども十八寸の尺であるこ

とは疑がない、  
恐らくこれは九  
寸の二尺ざしで  
あらう、木製に

して方一寸、形状古雅誠に珍とすべき古尺である  
が、かやうの尺に類するものが、今日他に多く存  
在する、その一例は内藤教授所藏の朝鮮の一種の  
小尺で曲尺九寸一分五厘のがあり今夏、自分が朝  
鮮京城博物館を訪ねた時に、藤田學士から孔子の  
祭奠に用ふる、禮器尺とて青銅製で幅一寸二分の  
板金様のものを示めされたが、之を見ると、禮器

尺長八寸九分、厚五分と刻し、實長二四・七糲厚一・四一五糲あつて、目盛がない、然しこの全體を八寸九分として見ると其の一寸は二・七七五糲のほは律歷志の

となるから、其一尺は二七・七五糲曲尺九寸二分

蔡邕 銅 籥 尺

比晋前尺一尺一寸五分八釐

(曲、九寸二六四)

律 呂 水 尺

比晋前尺一尺一寸八分六釐

(曲、九寸四分八釐)

後 周 玉 尺

比晋前尺一尺一寸五分八釐

(曲、九寸二六四)

宋 氏 尺

比晋前尺一尺〇六分四厘

(曲、八寸五分一厘二毛)

梁 俗 間 尺

比晋前尺一尺一寸

(曲、八寸八分)

この最後の梁俗間尺は古尺八寸に一寸を加へたもので、實にこの九寸尺の起源を示めす好實例であり、同時に一地方俗間に用ひた證左となる。かやうに唐の小尺と大尺との中間に、一種の九寸尺を認めることは、單純に訛長したと考ふるよりも、相當の根據があると信ずる。

第四、唐 大 尺

後 魏 前 尺

實比晋前尺一尺二寸〇七厘

曲、〇・九六五六

唐は古尺を還元して小尺としたが、日用には用ひないで、其十二寸をとつて大尺とした、これが即今日の曲尺である、この尺の出現は、實に唐代に入つてからの事でない、秦漢以後、古尺よりも更に長い尺になつたのは三國以後隋迄の大亂の際のことである、私はこの尺を第四類として其例をあげてみる、隋書律歷志に左の如く出てゐる。

同 中 尺

實比晉前尺一尺二寸一分二厘

曲、〇・九六九六

同 後 尺

實比晉前尺一尺二寸八分一厘

曲、一・〇二四八

後 周 市 尺

實比晉前尺一尺二寸八分一厘

曲、一・〇二四八

開皇官尺即鐵尺

實比晉前尺一尺二寸

曲、〇・九六

後 周 鎮 尺

實比晉前尺一尺二寸

曲、〇・九六

かういふ風に晋前尺よりも凡二寸の延びになつたものが隋以前に現はれたのである、これは三國以後の天下大亂の間に生じた現象で、魏書食貨志に晋末天下大亂生民道盡、或死於干戈、或斃於飢饉其幸而自存者蓋十五焉とある通りで、當時漢民の數半減するの有様で、社會制度全く變化の時期であつた、故に尺の如き全く古制を失ひ、塞外の民の中國に移住するもの甚だ多く、自から尺度に混亂を生じたのであらう、勿論中國の正統であると自認する晋や梁の如き南朝の尺は、秦漢以來の古制を失はなかつたのは、さきの梁表尺、晋後尺が古尺に近いによつても證せらるゝ迄であるが、後

魏乃ち拓拔氏に至つては、傳統を重んずること、南朝の如くでない、故に自から荒服延長の尺を用ひたので、しかも其の據つて守る所慥かならざりしにより前、中、後、各其の長さを異にするといふ風であつた、思ふにこの外夷が中國よりも長大な尺を用ふるといふ事は由來が古い、漢書匈奴傳にも、漢遣單于書牘以尺一寸辭曰皇帝敬問匈奴大單于云々とあつたのに單于から漢への返書は「書以尺二寸牘及印封皆令廣大」とあり降人中行説の入知恵だと記してゐるがそれはともかく、この事は漢代から既に塞外の民が長い尺を好んで用ひんとした傾を示めすのである、そこで隋が天下を統一

するや前後二回も復古をはかつたけれども一旦長くなつた尺は到底舊に復することかたく、殊に古尺に慣れし漢民の数が北方では半減したのであるから、遂に唐代に入つて官私何れも大尺を用ふるに至つたのである、しかし唐代文化の確立と共にこの尺は遂に支那の定尺となつて、爾來一千年今日に至つて猶この尺は大なる變化をうけてゐないのである、今この曲尺の類を我國に求むれば左の如く多數にある、第一に正倉院の御物の尺について東京帝國大學紀要大内裏考に關野博士が引用されたものを列擧してみる

名 稱	長(曲尺)	調査人名
牙 尺	〇、九七九	大澤清臣
木 尺	〇、九七八	蜷川式胤
犀角 尺	〇、九七一	蜷川式胤 明治八年調査
牙 尺	〇、九七五	同
牙 尺	〇、九七六	同
紅牙撥鏤尺	〇、九九三	同

同	一、〇一三	同
同	〇、九七三	同
同	〇、九八〇	同
同	〇、九七六	同
同	〇、九八〇	同
同	一、〇三〇	同
紅牙撥鏤尺	〇、九七六	栢木貨一郎 明治五年
牙 尺	〇、九七九	同
牙 尺	〇、九七三	黒板勝美 明治三十七年
同	〇、九七三	同
同	〇、九九九	同
同	〇、九七三	同
同	〇、九九〇	同
同	〇、九八〇	溝口禎次郎 明治三十八年
同	〇、九七七	關野 貞 同

この外この尺の類例は

法隆寺紅牙尺	〇、九八弱	狩谷接齊
慈日寺瑠璃尺	〇、九八四〇	同

念佛尺 〇、九九四 同

熊野神庫尺 一、〇〇二二 推定

享保尺 一、〇〇二二 農商務省 明治四十三年

又四郎尺 〇、九九七九 同

折衷尺 一、〇〇〇一 同

これを支那の類例に見ると

銅古唐尺 〇、九九四(三〇二、五耗)京大考古學教室藏

同古宋尺 一、〇〇四(三一五、五耗) 同

更らに最上徳内の度量衡統説には

唐常用尺 〇、九七 明量地尺 〇、九九強

宋布帛尺 一、〇〇 明營造尺 〇、九七強

明裁衣尺 一、〇三 清量地尺 一、〇八

とあり、又實驗考の工部營造尺は曲一尺一分である。以上、正倉院の牙尺以下營造尺に至るまです

べて、一尺さして(十)(一)三分以下の差違である

から之を同類と見る。勿論今日支那の民間ではこ

の法定の尺が一般に正しく導奉されてはゐない様

であつて、奉天、北京、天津上海各地にて各店舗

の尺が一々ちがつてゐるときくのであるが、明治

三十六年二月山田工學博士が四川成都にて得られ

た竹尺四種及自分が今度渡支の際南北各地で得た

尺が我地理學教室に十一本ある、これらは左の如

きもので區々として一定しないがいづれも裁尺と

いふてゐて曲尺よりは一寸以上延びてゐるものが

多い。

最短 曲、一尺〇五〇 三二八耗 一本

第二 同一、一〇〇 三三三耗 三本

第三 一、一三五 三四三耗 一本

第四 一、一六〇 三五〇耗 五本

旅順大連の裁尺も曲一・尺一五二五及曲一・尺一四  
なご、各地区々である。

かやうの風で餘程寸がのびるが、これは標準尺

を甲より乙へ、乙より丙へと寫しとる間に心理學

的に自から訛長したものらしいが、或る尺によつ

ては避遠の地にゆく程寸延がはげしい。とにかく

支那尺は以上の類例の示めすが如く唐代に入つて定まる所を得たといふべきであるが、民間或は詛長の尺を用ふと雖も、官行のものは元宋明清を通じて動かず、我國にては唐大尺に準據して王朝以來變化がない、中頃平安末から戰國へかけて器法訛替して長短一ならざりしにより、徳川幕府にては將軍吉宗廣く之を書籍に尋ね、古今尺度の由来を考へ、紀伊國熊野神庫の藏尺を模し享保尺を原尺と定めたが、この原器は後紅葉山寶庫に於て、火災にかゝりて今亡しと雖も、其後民間に散布のものはずべて之を基とした。爾來長い間に長短等差なき能はざりしが、伊能忠敬の測量に従事するや、又四郎尺と享保尺とによりて、新に折衷尺をつくつた、其後明治五年岩倉大使洋行に際しメートル法を傳へ、これによりて日本尺の長さを檢定した處三〇三・二五糎より三〇三・三六糎の間に入するを知り、伊能の折衷尺が三〇二・九七糎な

るにより改めて我一尺を三〇三糎と定めたが同十一年にはメートル原器を購入し、始めて我國の度制が確かな根據を得ることになつた。(日本度量衡志稿)、従つてこの現行尺は少しく清國現行の營造尺よりも短くなつたもので、制定當時清國の尺の九寸四分八厘七毛六六と檢定されたのであつた。して見ると多少の出入はあるとしても其基く所は依然として唐以來承傳の舊を失はざるものと云ふべきである。

## 第五、長 尺

以上で日本、支那の尺の變遷は大略明になつたが、猶此外に我國に將來され、俗間用ひらるゝ尺に、高麗尺曲一尺二寸、吳服尺曲一尺二寸五分があり、正倉院の御物の中に木尺一尺五寸といふのがある、關野博士の報告によれば一尺五寸の尺に一尺の間を量る度が盛られた尺があるとの事であ

るが、これも今夏朝鮮博物館で親しく同博士の教を受けた際に、朝鮮に曲一尺八寸又は一尺七寸に當る大尺（青貝螺鈿塗木尺）或は正倉院模様竹尺（曲尺一尺七寸）の大尺あることを知つた、轉じて滿洲を調べると旅順大連には大尺とて曲一尺八寸九、又は一尺六八八、鐵嶺では曲二尺〇四二、新民府で二尺一八五といふやうな大尺のあることを知つたのである。これで見ると滿洲邊の大尺は遼陬の地はど寸の延び方が甚だしい。今之を關東廳要覽から引用すると左表の如くである。

滿洲の大尺は（布尺）裁尺の一種にして今は清國製木綿大布尺と稱するものに限り用ひらる、目下州内にて綿布類を計るに用ふ。（註朝鮮にても大尺は同様の目的に用ひ嫁入道具だに聞いた）。

旅順大尺	一、六八八	大連	一、六八八
金州	一、六八七	貔子窩	一、六九七
奉天	一、八三七九	通江子	一、八二四
鐵嶺	二、〇四三	法庫門	二、一一〇

昌 圖 二、一五六五 新民府 二、一八五

さてこの我國の吳服尺又は高麗尺といふものと滿洲朝鮮に布尺とて驚くべき長尺のあることは其の分布の時代は同一時代であるであらうが、この中、我國に存する處の高麗尺、吳服尺及正倉院木尺の三種について考へると、勿論この三種はいづれも曲尺とは類のちがつたもので、其尤も長いものが正倉院にあるとすると餘程古くから、こゝいふ長い尺が作られてゐたと見ねばならぬ、それは前節述べた通りこれは南北朝から五胡の亂の間に延びたのである。中にも後魏など、云ふ北方の夷族が長い尺を持つてゐたと云ふことは、土地の開拓などに關係したものらしい。勿論蕃民の尺の長いことは由來がふるくて其理由は偶然の事實から出發してゐるかもしれぬが尺の延びを開拓に關するといふ考は左の如くである。蓋し漢人の文化波及し、遊牧の民が農業の民にかはると、土地の

開拓が起り、やがて丈量がはじまる、この際あまりに正確に地積を報告しない、税などの關係もあり、土地も廣いから大様にするといふ意味もある後になつて中央の勢力が強くなれば尺も縮む。其例は我國にもあつて田園地方起源に「昔は六尺五寸棹にて三百六十歩を一反と定む、近代は三百歩を一反とす、棹も段々短くなり六尺三寸或は六尺二寸、六尺と段々とあり」と記し、田園類説に元和以降新田の法六尺五寸を歩とすといふ事聞傳へ記すと見へたり、享保年中南北武藏野、上總國千町野新田など最初の割渡しには、いづれも六尺五寸竿を以て渡し置き、開發なりて本檢地の節は御定めを通り六尺一分竿を以て檢地極る事とあるこの田園類説の後から六尺で檢地を極る事はこれ無き事と地方細論集に反駁して、一旦六尺五寸と心得た村々は永くこれを用ひるとある、蓋し新地開發に法定の六尺一間よりも長い尺を用ひた事は

最近世にもあつた事實である。

このやうに開拓に關係して荒服の尺は自から長いが、その長いものをもつてきて、中央に出て政治をする、そこでこの長い尺が現はれてきた、こういふ事が實に南北朝の間に出現したので、尺の亂るゝ事當時より甚しきはない、隋書律歷志が特に古今の尺を詳論したのは實にかゝる亂脈の後をうけた故であつて、隋書に十五等の尺を詳論した事は、誠に長孫無忌の史家としての態度を明にせるもので、其效没すべからずといふべきであるさてこの三種の尺のうち、後章述ぶる理由により曲一尺二寸五分のくぢら尺を其標準とし第五類の尺とする、今其例を律歷志に見ると。

東後魏尺 實比晋前尺一尺五寸八毛(曲、一、二〇六四)

とあるもの實にこの類であつて我國では高倉家所傳の吳服尺曲一尺二寸五分がそれであり、又古く大寶令以前に用ひられた高麗尺(曲一尺二寸)と稱す

るものもそれである、日本など最初この長い尺が用ひられたこと、東後魏などに、かゝる官尺があつたことは、前論荒服の尺の長いと云ふことを證するものである。しかして最後に残つた正倉院のこの木尺曲一尺五寸のものは、この一尺二寸内外の第五類から見ると、更に二寸五分も延びてゐる長尺であるから、これを其同類に入れることは出来ぬ、故に私はこの尺を以て第六類の尺とする。而してこの一尺五寸から更に三寸ものびた滿洲大尺が、今も猶支那朝鮮に用ひられ、遠く安南暹羅あたりの現行尺が、曲一尺五六寸でこれに似てゐる所を見て、特にこの第六類を別つ必要を認むるものである。如斯く尺を、かりに六種に分つて、さてそれが何れも我國に傳來し、正倉院の御物をはじめとして、御府、住吉神社或は高野山其他の寺院等にあるといふ事を知つた後、彼の國で果してどうであるかを見ると、まづこの六種の尺

が間棹(弓)として田地をはかるものに殘つて居る證がある。皇清續文獻通考田賦考の部に乾隆十五年の上諭を記してゐる、それには州縣地用步弓、旗莊屯田用繩とあつて、本部各省では今も步弓即間棹を使つてゐるが、この年其步弓の長さを調査した處、直隸と奉天が部類に同じきのみで、山東河南、山西、江西、福建、浙江、湖北、陝西等の各省、或は三尺二寸、四尺五寸、六尺五寸、七尺五寸、を以て一弓とし或は二百六十弓、或は二百七十弓を以て、一畝キとす、長蘆鹽場の如き三尺八寸を一弓とし、三百六十弓、六百弓、六百九十弓の一畝の地あり、と記したる後、さればとて今すべて部尺を以て統一することが出来ぬから、新墾の地の外は舊來のものを襲用することを許すことゝした、この弓を漢唐以後田制の一步は道路の歩と異つて一步は五尺であるから、これによつて尺に直すと左の如くなる。

- (一) 三尺二寸の五尺……一尺は工部尺の六寸四分……第一類
- (二) 三尺八寸の五尺……七寸六分……第二類
- (三) 四尺五寸の五尺……九寸……第三類
- (四) 五尺(部頒)……一尺……第四類
- (五) 六尺五寸……一尺三寸……第五類
- (六) 七尺五寸……一尺五寸……第六類

右様に、乾隆の時に六種の弓があつたことは、この古代からの古く亂雜になつた尺が、今も猶民間の田地測量に用ひられて有効に残つて居ることを語るもので、我國に六種の尺が現存するのと同じ現象である。而してかくの如き尺の差は、既に唐の食貨志にも出てゐて、山東諸州以一尺二寸爲大尺人間行用之とあるを見ると、我國が令前高麗尺を用ひたこと及現に滿洲朝鮮に大尺の残れることなど思ひ合せて其流布の遠きことをしたのである論じてこゝに及んで愈この尺が六種に延びたといふことを細論して見ることにする。

## 第六、結 語

さて尺が延びることゝ、其延びた大尺が中央をなれた處に用ひられるといふ事實から、それが開拓に關するものだとは前節に述べたのであるが一方其の延び方が菊ざしから文ぎ文ぎから曲尺と約二寸づゝ延びたと云ふ事實があるから、延びるにしても其の間に何等かの約束がないかと考へて見たい、さきにのべた通り漢代には既に三種の尺があつたらしい、周鎮圭尺六寸四分のものゝ外に曲八寸の古尺と、律歷志の述ぶる所の九寸の瑄尺があつた、そこでこれを古へに持つて來て、三代異尺の説を建つるものがあつた、それは後漢章帝の世に班固賈逵等の諸儒を白虎觀に集めて、白虎通といふ本を勅撰し、前代經學の足らぬ所を補ふたのである、其書は今漢魏叢書の中にあるがこの方には尺度のことがない。しかし幸に杜佑の通典

にこの白虎通を引いて(通典五十五卷吉禮部)

夏法曰、日數十也、日無不照、尺所度無不極、故以十寸爲尺、殷法十二月言一歲之中無所不成、故以十二寸爲尺、開據地而生、地者陰也、以婦人爲法、婦人大率奄八寸、故以八寸爲尺也

とある、勿論周代でさへ尺に定制がないのであるからこの三つの法がこの文字の如く三代にあつたとは信じられぬけれども、八寸、十寸十二寸、の三種の尺が現存せなかつたならば、かゝる説明的の文字は出来なかつたであらう、でこれを三代異尺の説といふのであるが物徂徠の度考にはこの白虎通の語あるを知らずして明の朱載堉が、以夏尺八寸均以十寸即周尺也、周尺最小、以夏尺一尺二寸均作十寸即商尺也商尺最大と論じたのを、取るに足らぬ俗説とし三代異尺の説は古より唐宋元明に至る迄未だ嘗て有らざる也と喝破してゐるが、これは徂徠が白虎通に既にこの朱氏の説があるを

知らずして、のべたことで朱氏を責むるよりは、徂徠自から耻ぢなければならぬ、蓋し白虎通の言によれば夏尺が基本で、殷は其十有二寸で周は其八寸にあたること云ふので朱氏は之によつたのである、然らば夏殷周其の通りであつたか云へば、其れは分らないがこの言語の中から漢に三種の尺あるを知ると同時に、尺度を起すに十進法と十二進法が古よりあつたことを知るのである、抑も尺は人の體から出たものであるから最初は五本の指のあるやうに十進法であつたであらう、しかし十二と云ふ一年の間の月の周期を知るに至つて後、律呂尺量、天文現象の類が其の影響をうくるに至つた事も餘程古いことで、六律六呂、十二律と云ふことを始め淮南子に十二莖を寸とするとか暹羅の一尺 (寸) が十二寸 (寸) より成立するとか、英國の諸等數が十二進法であるといふやうな極めて多い類例から恐らく支那にも十二進の一尺があ

つたであらう、故に唐制一尺二寸を大尺とすると定めたので、漢代既に此尺の取り方があつたのである、もし考工記の玉人の條を周代の者とするとすれば鎮圭尺十有二寸といふ事がその意味であつて鄭注に周猶十寸を以て尺となすと云ふたのも何だか

慥かでなく或は十二寸或は八寸、何れも尺であつたらしいのである、故に實驗考にある通り曲六寸四分の鎮圭尺に對して十又二寸の圭（實長曲七寸六分八厘）があり宏璧があり大琮があるのである。漢の億虎銅尺と云ふ實物は實に曲七寸七分餘であるから、この尺は鎮圭尺を基礎とした十又二寸の尺であると思はれる、つまり十二進法をとるといふことのため、二寸づゝのひるので、かやうに曲八寸に近い尺が出来れば、つぎに曲一尺の尺もでき、つぎに曲一尺二寸の尺も出来る、即ち十分の二づゝ延ばすのであるが、かやうに見ると白虎通の殷法十二寸は明になるが、周法八寸と云ふのがやゝ了

解し難くなる、しかしこの周法八寸といふことは實に十二進法の一變化に過ぎない、何となれば、今鎮圭尺六寸四分がある、これを八寸と見て、新たに十寸の尺にする十分の二を延ばすかはりに四分の五をとる其算式

$$6\frac{1}{4} \times \frac{5}{4} = 8$$

となる、かくすれば、古代の圭や璧から度を起して、新たに曲八寸の尺が出来、かゝる長に合するものは實に唐の開元尺である、これは即ち唐の小尺で隋書律歷志の晋前尺と稱するものである、十二進法をとるには或は十分の二を加へたらしいけれども、いつかこの増し方が、外割になつて八分の十の比をとることもあつて漢以後の官尺は常にこの兩方の延び方で延びて行つたことは左の如くである。（附表参照）

$$\text{鎮圭尺(菊)} \dots 6\frac{1}{4} \times \frac{5}{4} = 8 \frac{1}{4} \dots \dots \dots \text{(開元尺)}$$

開元尺(文き).....  $8 \times \frac{5}{4} = 10\frac{1}{4}$ .....(曲尺)

曲尺.....  $10 \times \frac{12}{10} = 12$ .....(高麗尺)

曲尺.....  $10 \times \frac{5}{4} = 12\frac{1}{2}$ .....(鯨尺)

高麗尺.....  $12 \times \frac{5}{4} = 15$ .....(正倉院木尺)

大尺.....  $1.5 \times \frac{12}{10} = 1.8$ .....(布尺)

でこの延び方

は夙に我國に

も傳來してゐ

て數學類聚に

は「鯨尺は曲

尺を四つにき

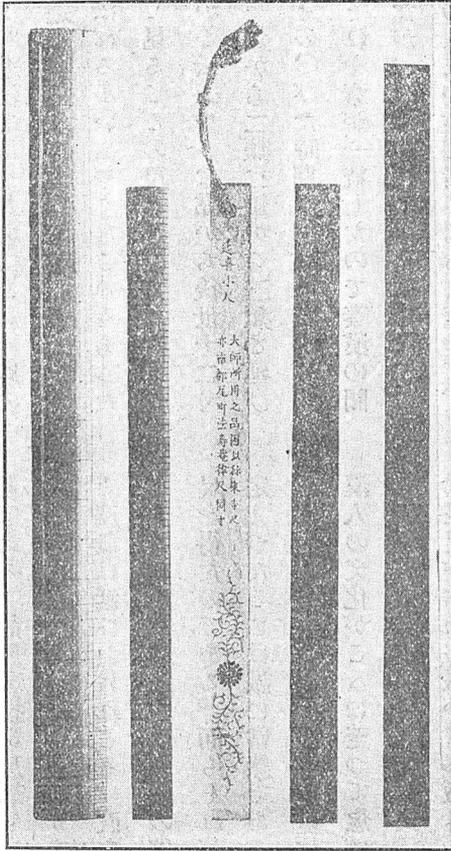
りて五つよせ

て一尺とし吳

服尺は曲尺を

五つにきりて

六つよせてつくる」とあり前者は5/4で後者は



12/10になるいづれも十二進法の場合である、其一

例として京大文學部國史研究室に延喜大尺と稱す

るものを法壽菴尺から還元すること圖の如きもの

がある、して見ると尺を延ばすに至つたのは最初

或は十進法であり或は十二進法であつた習慣の殘

りとも見られるのである、これは度ではないが量

の方に左の語が

ある

趙氏曰、周用四

營之數、四倉爲

合、四合爲升、

四升爲豆、四豆

爲區、四區爲鬴、

其實一鬴則四區

計六對四升也、

其實一豆則四升

其實一升則四合

也、自籥而斛皆以十衍之者乃西漢之量

とこれによると漢代に入つて十進法となつたので量の如きは周代は四進法であつたのである、度の方も亦必しも十進ときまつてゐなかつたので、別に九寸の尺が現はれるといふやうなこともあつたのであらう、して見るとこの尺の延び方はこういふ十進か十二進かと云ふやうな點から後世十二寸を以て尺とし、一類から二類二類から三類と延びたのであるが、そののびた時期は、周末戰國の間に一度あつて、それを秦が一統したので秦漢の間は其基く所を得たが、漢以後三國南北朝となつて今度は避遠の地の人民が主權者となるに至つて、この寸延びの尺を用ふるに至つたので後魏の時尤も長かつたのである、後魏は鮮卑で大に中國の文化を重んじ、經學を盛んにやつた國であるけれども尺は上節論じたやうな次第で、つい長い尺を使用してゐた故に、一時尺が延びたところが、それでは古來の漢人は承知しない、元へ戻そうと盡力

したので、隋代二度の努力となつたことは前述の通である。故原教授は尺はもとへ戻るものだと教へてくれられたが誠に其通りで、晋末一時の戰亂で度制は延びたけれども、直ちに舊に歸らんことをつとめた其結果唐代文化の確立に至つて再び定尺を得たのである。而もそれが古尺の十又二寸と定まつたことは誠に當然であるが甚だ面白い事と思ふのである。唐以後尺に變化がないと云ふ事は漢人の文化がこゝに至つて愈確立したことを語るものであつて、漢唐の間に民族移動のあつた時の長尺が遠い邊陲から邊陲へと行渡つたものであるらしい。で其の分布の區域を見ると、第一に朝鮮でこゝは李朝に至つて周尺を量地の基として、其長さは河合弘民氏によれば其周尺は曲六寸六分であり、別に民間布帛尺があつて滿洲と同じ大尺を用ひて、日韓併合に及び我國では最初高麗尺を用ひ、和銅六年後唐制によつて曲尺を令の小尺

として現今に至る迄使用した。更に南の方を見る  
 と安南では十進法で一 *toing* と云ふが現行一尺で曲  
 一尺五寸五分一厘の實長を有して、尤も長い尺を  
 用ひ、暹羅では一 *soit* と云ふのが一尺六寸七分六  
 厘四毛の長を有してゐるが、其二分の一に一 *me*  
 と云ふ八寸三分八厘餘の「ものさし」があつて、し  
 かも其一 *me* は十二寸 (*me*) から成立してゐると  
 云ふ面白い事實がある、蘭領印度、ボルネオ島で  
 は、古尺は今日用ひるものがないから明かでない  
 が、ビルマ又はベンガルの尺となると全く支那尺  
 とは單位を殊にし明に異種の文化に生じたことを

第七 附 表

日 支 尺 度 比 較 表

類	標準の長	延長の數	日	本	尺	同	類	尺
曲六寸四分	周鎖圭尺	0.64	御府周尺	菊ざし	〇、六四〇 一、九四、 〇、六四〇	周劍尺	徐光啓周尺	朝鮮周尺
					耗 一、九四、 〇、六四〇	〇、六三五	〇、六四〇	〇、六四〇
						一、九〇、 耗	一、九一〇	一、〇〇〇
							一、〇〇〇	一、〇〇〇

示めす。それから亞細亞トルニなども二尺二寸  
 乃至二尺三寸の長尺を用ひてゐて、支那尺との關  
 係が明でない、要するに支那尺は黄河楊子江の平  
 原を中心として東は日本朝鮮に及び南は安南暹羅  
 に廣がつたので、この尺の分布は直ちに支那文化  
 の方強い波及の範圍を示めす處のもので同時に其  
 の中央からの波及の時期如何によつて大小長短の  
 差ある尺を用ひることになつた事を斷定してよい  
 と思ふ、もしそれ我國に於ける尺の變遷について  
 は後日改めて論ずるの機會を得たいと思ふ。



	VI	V
	木 曲 一尺五寸 尺	く 曲 一尺二寸五分 ち ら
	$1.2 \times \frac{5}{4} = 1.5$ $1.5 \times \frac{12}{10} = 1.8$	$1 \times \frac{12}{10} = 1.2$ $1 \times \frac{5}{4} = 1.25$
	1 正倉院木尺 滿洲及朝鮮大尺	高 麿 尺 高倉家 尺 裁衣 尺 鯨 尺
	一、〇〇〇 一、〇内外	一、〇〇 一、一五 一、二五 一、〇〇、〇〇
	△實物に就て測定せるもの。 其他陪書律歴志、及狩谷掖齊に従ふ。	東後魏 尺 六尺五寸の弓
	支那七尺五寸の弓 安南 一尺	一、二〇六 一、三〇〇 一、五〇〇
	④ 晋前尺八寸好古日録による③唐大尺、 最上徳内による。 1. 正念院藏尺黒板勝美氏調査に従ふ。 2. 明治四十三年農商務省檢定に従ふ。 ? 宋氏尺及晋後尺は二類と三類との中間 に屬す。	一、四〇 一、四〇、〇〇

## 明治初年の地方官會議(中)

文學士 藤 井 甚 太 郎

### 五 民會の由來

明治初年の地方官會議に於て、最も重大なる議

案は、八年度の民會案、十一年度の府縣會案、十三年度の府縣會規則修正案であつて、日本民權史